

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会（第2回）
議事要旨

1 日時

令和2年10月9日（金）午後2時から同5時まで

2 場所

法務省第1会議室（20階）

3 出席者（構成員は五十音順・敬称略）

太田 達也（慶應義塾大学法学部教授）

栗原 一二三（犯罪被害者御遺族）

齋藤 実（獨協大学法学部特任教授・弁護士）

椎橋 隆幸（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長）

鈴木 共子（特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事）

藤野 京子（早稲田大学文学学術院教授）

事務局職員（法務省矯正局成人矯正課長ほか8名）

オブザーバー（法務省矯正局少年矯正課職員1名）

4 要旨

(1) 開会の挨拶

(2) 事務局による説明

事務局から、第1回検討会における構成員からの御意見の概要及び対応案、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R4」という。）標準プログラム改訂骨子案並びに視聴覚教材たたき台について説明した。

(3) 第1回検討会における構成員からの御意見の概要及び対応案について
構成員から以下の質問・意見があった。

- ・ 職員が被害者や被害者支援団体から被害者の現状等を知る機会は定期的に設けられているのか。
- ・ 様々な施設の何人かの職員から、「生命のメッセージ展」の見学を通じて、初めて被害者等の置かれている状況や心情等を理解することの必

要性に気付けたというような感想を聞いた。

構成員の質問に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

職員が被害者の状況等を知る機会

矯正研修所における集合研修や各刑事施設で実施されている自庁研修において、研修講師として被害者遺族や被害者支援団体等の方々を招へいし、被害者の状況等について講演していただいているところであるが、地域によって実施頻度や実施対象にばらつきがあることから、今後、ある程度標準をもって広く統一的に、被害者のお気持ち等を知らせる機会を設けることができるよう検討していきたい。

(4) R 4 標準プログラム改訂骨子案について

構成員から以下の質問・意見等があった。

- ・ 標準プログラム改訂骨子案はとても充実したものになっていると思うが、この案に基づいて実際にプログラムを実施する場合の職員体制はどのように考えているのか。組織として実施できる体力があるのか。
- ・ 受刑者の教育を担当する職員とそれ以外の職員（保安面を担当する刑務官等）の間で、受刑者への教育的働き掛けに対する考えに温度差があるのか。
- ・ 指導効果を定着させるためには、プログラムを実施しているときだけではなく、それ以外の受刑生活を通じて働き掛けを行い、プログラムによる指導効果を維持・定着させることが必要であるところ、受刑者の教育を担当する職員以外の職員からの働き掛けの在り方についても検討する必要があるのではないか。
- ・ プログラムを構造的にすることは良いと思われるが、今後、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（以下「心情等聴取伝達制度」という。）が導入される可能性があることを考えると、仮に、コアプログラムに編入した後でないと被害者等の心情等を理解させるための働き掛けをしないとすると、法定期間の末日（刑期の3分の1経過後）を基準として編入するのでは遅いのではないか。
- ・ 被害者等のことを考えないまま事件の振り返りを行うことは難しいと思われることから、オリエンテーションプログラムにおいて、被害者等のことを扱うべきではないか。
- ・ オリエンテーションプログラムを通じて、各対象者に対し、「受刑中

に反省して償うことができる自分」というイメージを植え付ける必要があるのではないか。

- ・ L指標受刑者については、刑事施設入所後2～3年間、心情を安定させるための働き掛けを行った後、まずはコアプログラムの前半部分を実施し、その後メンテナンスプログラムを実施し、さらにその後コアプログラムの後半部分を実施するなど、実施方法の工夫が必要ではないか。
- ・ L指標受刑者特有のマンネリ化（日々のルーティンに沿って受刑生活を送ることに慣れてしまうこと）を防ぐため、入所間もない者と入所後10年程度経過した者等、入所時期が異なる者でグループを編成するなど、グループワークの実施方法を工夫してはどうか。
- ・ 刑期の早い段階からの指導に効果の見込める者については、コアプログラムやフォローアッププログラムを早めに実施すべきではないか。
- ・ 被害者等の問題を考えさせる前提として、オリエンテーションでは、共感性等、ベースを作るための働き掛けが必要なのではないか。また、ベースを作るための働き掛けが重要であることは、暴力防止指導等、他のプログラムを実施する際も重要であると考えられるところ、これら他のプログラムとの関係は考慮していないのか。
- ・ 受刑期間中に出所後のことを考えさせるための指導が必要である。
- ・ 刑事施設職員（特に刑務官）に、犯罪被害を自身に起きたこととして考えてもらうため、被害者や被害者遺族の生の声を聞いていただきたい。被害者遺族に寄り添うことなく受刑者への指導や受刑者の改善更生はあり得ない。
- ・ 加害者にはまず自分の事件、事故を認めてほしい、それから、それをもって罪を償ってほしいというのが被害者遺族の率直な思いである。
- ・ 被害者遺族には刑期満了はなく、ずっと心に負った傷と共に生きていかなければならないことを理解してほしい。
- ・ 被害者遺族のみで受刑者と対じすることはそもそも負担が重いことから、被害者、加害者、双方の心理に精通したファシリテートができる第三者（機関）の専門家の手厚いサポートが必要なのではないか。
- ・ 刑事施設の職員には、被害者遺族の心情について十分に理解・精通した上で、完全に同じ目線にはなれなくても、同等の目線で加害者への教育に携わってもらいたい。

構成員の質問・意見等に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

処遇部門職員のプログラムへの関与

処遇部門の工場担当職員をR4に参加させるなどの取組を通じ、温度差をなくしていく取組を引き続き行っていくことが重要と考えている。

改訂後の標準プログラムに対応し得る職員体制

御指摘のとおり、改訂後の標準プログラムは、現行のプログラムと比べて手厚いものとなっており、現状の実施体制では不十分と言わざるを得ない。プログラムの実施に際し、工場担当職員等の刑務官を関与させるなどして職員間の温度差をなくしていく取組を着実に進めるとともに、他の改善指導と併せて法務教官等の職員数を増やしていくような取組をしっかりと行っていくことが重要と考えている。

他のプログラムとの関係

暴力防止プログラム等、他のプログラムとR4との関係について、順序立てて実施するなどの取組は行えていない。今後、各プログラムの特徴を見ながら、他のプログラムからR4に最終的につなげていけるような順番・編成等を考えていく必要があるかどうか、引き続き検討していきたい。

(5) 視聴覚教材たたき台について

構成員から以下の質問・意見等があった。

- ・ 親族が被害者等である事例が多いように思われるところ、親族間の生命犯・身体犯の場合とそれ以外の場合では、被害者等の置かれている状況が異なることから、そういうことを意識して事例を選ぶ必要があるのではないか。
- ・ 加害者側が自分の罪を否認していたり、正当化していることにより、謝罪の気持ちに至るまでに時間が掛かるといった事例を選定することもあるのではないか。
- ・ 飲酒運転は犯罪であるのに、「交通事故」という表現が使われていることに強い違和感・抵抗がある。
- ・ いずれの事例も、被害者への謝罪・被害弁償等の具体的行動が非常に難しいという前提で作られているように思うが、実際には、手紙のやり取りができている、見舞金や香典を送ることができている、作業報奨金を送金できているといったケース（好事例）もあると思われるので、そのようなケースも事例に入れた方がよいのではないか。
- ・ 指導する職員にとって分かりやすいよう、この事例ではこのようなこ

とが学べるといった点を焦点化・明確化するための整理が必要なのではないか。

- ・ 現在、刑事施設と各都道府県弁護士会が協定を締結するなどして、受刑者が被害者等に手紙を出したいという申出などがあった場合、各都道府県弁護士会所属の弁護士に依頼するなどの体制はとられていないのか。

構成員の質問・意見等に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

謝罪や被害弁償等の具体的行動への弁護士の関与・支援の有無等

現状、各刑事施設において、各都道府県弁護士会と協定を締結するなどして、各受刑者が謝罪や被害弁償等の具体的行動を取りたいと考えた際に弁護士の関与・支援を受ける制度はないが、現在、被害者担当弁護士の協力を得るなど、謝罪やしよく罪に向けた行動のための方策について検討を進めているところである。

事例における不適切な表現

御指摘いただいた箇所も含めて、疑義がある表現については修正を行う。

(6) 更なる充実化に向けた課題について

構成員から以下の意見等があった。

ア 心情等聴取伝達制度について

- ・ 心情等聴取伝達制度が開始された場合、刑の比較的早い段階で被害者の心情等が受刑者に伝達される可能性が高いため、R 4 を早めに実施する必要がある。
- ・ 矯正処遇に生かすのであれば、受刑者に被害者の心情等をどのように伝達するかが重要である。
- ・ 被害者対応に特化した職員が必要である。
- ・ 公判では被害者遺族による意見陳述などの制度があるが、制約がかなりあり、ストレートに被害者遺族の思いを発信することができない。
- ・ 刑事施設の職員に遺族に代わって受刑者に対し、償わせてほしいという思いはなくなることがないので、心情等聴取伝達制度のような制度が充実して欲しい。
- ・ 被害者対応の刑務官は必要であるが、それぞれの立場で真剣に考えてくれる方々が必要なのであって、被害者と加害者を総括するような形ではやってほしくない。

- ・ 被害者から心情等の伝達の希望がある受刑者のうち、R 4 のオリエンテーションプログラムの経過がよい者については、すぐにコアプログラムを実施したり、場合によってはフォローアップに進んでいくなど、R 4 と心情等聴取伝達制度を関連付ける対応が必要なのではないか。
- ・ 矯正処遇に生かすのであれば、被害者側から一方向に伝達するのではなく、複数回の伝達、回答というような双方向でのやり取りも考えられるのではないか。
- ・ 被害者が一番知りたいのは受刑者が本当に更生しようとしているのかということであり、心情等聴取伝達制度が開始された場合、伝達結果も通知する仕組みが必要である。また、R 4 を受講している受刑者の状況を具体的に伝達する仕組みがあってもよいのではないか。
- ・ 受刑者の状況を具体的に伝達するとなった場合、職員配置を検討するなどしないと、現在のマンパワーでは対応は難しいように思われる。

イ 効果検証について

- ・ R 4 の処遇効果と刑事施設における処遇全体の効果を分けて考える必要がある。
- ・ 謝罪というのは、①自らの過ちを認め、②自らの行為が及ぼした影響について考えるとともに、相手がどのように感じたかを理解するよう努め、③謝罪のためのプランを立てて準備し、④プランに沿って謝罪に向けた予行演習を行うという順序となっているという研究があることから、効果検証を行うのであれば、これらの各過程において、それぞれどこまでできているかを調べてはどうか。
- ・ 謝罪には誠実な謝罪（心からの人間的な尊厳に配慮した謝罪）と道具的な謝罪（許してもらいたいという気持ちや仮釈放が欲しいといった動機から行う謝罪）があるところ、被害者等が求めているのは誠実な謝罪であることから、効果検証の尺度としても、誠実な謝罪なのかどうかを判断できるものとすべきではないか。
- ・ 性犯罪再犯防止指導（以下「R 3」という。）は、犯罪事実を否認したり、わい小化したりしていることに対する働き掛けを行っている点において、R 4 と類似しているように思われる。
- ・ R 3 は効果検証を行っているが、R 3 の効果検証において、犯罪事実の否認やわい小化がなくなったということは示されているのか。

構成員の質問に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

わい小化や否認に対する R 3 の効果検証について

R 3 の効果検証においては、罪を認めたかどうかということは、再犯に影響する要因の中には入っていない。

(7) その他（今後のスケジュールについて等）

事務局から、スケジュール（案）に沿って、次回以降の検討会の日程、内容等について説明した。

(8) 閉会の挨拶